

盛岡地方振興局長告示第 27 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成 18 年 4 月 28 日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地	生産事業の 廃止年月日
		種 穂		苗 木			
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 盛 16	高橋 勝定 盛岡市玉山区芋田字沢田 38 番地 2 号			○		高橋 勝定 盛岡市玉山区芋田	平成 18 年 4 月 19 日
岩手 盛 139	畠山 サノ 盛岡市玉山区下田字陣場 39 番地 52 号				○	畠山 サノ 盛岡市玉山区下田	平成 18 年 4 月 19 日